

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成29年2月6日（平成29年（行情）諮問第43号）

答申日：平成29年7月24日（平成29年度（行情）答申第158号）

事件名：特定会社に対する特定日を検査実施日とする金融検査（金融機関等検査，証券会社等検査）内示書・計画書兼復命書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年6月17日付け金検第686号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，不開示部分全部の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，以下のとおりである。なお，審査請求人から，平成29年3月4日付け（同月6日收受）で意見書が当審査会宛て提出されたが，諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が付されており，その内容は記載しない。

金融庁は利害関係者である特定会社（以下，第2においては「銀行」ともいう。）と共謀して，庁内の記録を改ざんして立入検査を実施していると繰り返し申し立てていた。当時の検査局長は，現金融庁長官である。

審査請求人の事績管理簿（金総第2766号平成28年4月22日付け）と伝達（金監第1092号平成28年4月25日付け）を全てねつ造・改ざんしている。平成26年3月13日，同月14日，同月17日に2回と開示した平成25年12月2日の伝達が3回ある。伝達1回の情報を全て不開示にして伝達回数をねつ造して開示した。

平成26年3月13日大臣目安箱で，次男が伝達を指定した際，相談員Aは，次男が指定した伝達は，審査請求人の伝達と重複している。既に詳細は伝わっていると言った。次男に対して「お母様（審査請求人）と長男，お名前をちょうだいしていますので，その口座（特定銀行1広島支店）と，

預金残高のお知らせと決算書の、口座番号とお客様番号」が伝達されていると言った。審査請求人は、相談員Bに「預金残高のお知らせと決算書の（以下略）」は伝えていない。平成25年12月10日の伝達を「お父様（主人）、お母様（審査請求人）、三男、四男のその点は、相談員Bの方が伝えていきます。銀行側も把握していると思います。」。同月2日の伝達を「貸金庫の契約があったはずなのに、ないと言われていると。銀行員が何らかの不正を働いているのではないかということで、回答してもらえないことが（黙って、通話を同時に聞いている第三者から指示を受けていた。）」、既に銀行に伝達していると言ったが、「貸金庫の契約（以下省略）」以外、事績管理簿と伝達に該当する情報が存在しない。相談員Aは全て嘘の情報（嘘の伝達内容、嘘の伝達日と伝達回数、嘘の相談回数）を教えてきた。相談員Aは「貸金庫は金融庁に一切関係ない」と言った。広島支店特定個人Cは「口座の検索ができなければ貸金庫の検索はできない」と言った。銀行は貸金庫の検索をしていない。審査請求人は、金融サービス利用者相談室で主人は口座を開設したことがない、貸金庫を借りたことが一度もないと言われていると相談している。審査請求人は家族の口座の検索と口座の検索結果の相談をしていた。伝達が貸金庫の検索になるわけがない。

相談員Aの教えてきた嘘の伝達に重複している箇所はない。金融庁は平成25年12月2日と同月10日の伝達内容を平成26年3月13日の時点で改ざんして、平成25年12月10日と平成26年1月9日の伝達を抹消した。開示請求に対して、同年3月13日に開示した情報を改ざん・ねつ造して開示した。

事績管理簿《131202-11》で、相談員Bに誰の口座を検索したのか聞かれて、口座を検索したのは、主人、審査請求人、長男、次男、三男と答えている。名前の漢字を聞かれていないので、伝えていない。四男のことは伝えていない。長男と次男を削除して、四男をねつ造している。

広島支店窓口で、特定個人Cが長男の名前を一度も聞いたことがないので口座の検索をしていないと嘘をついたことが、実際には検索をしていない明確な証拠となった。特定個人Cは、審査請求人の書類に名義番号3桁が記載されているのを見た際、お客様番号で検索したと言ったが、審査請求人と長男のお客様番号は共通である。この事実を審査請求人は聞こえていないので知らなかった。平成26年3月13日の時点で、同月10日付けで検査情報受付窓口（以下、第2においては「受付窓口」ともいう。）に送った情報（金検第444号平成28年4月22日付け）を基に、後付けで記録の改ざんを行っている。

平成25年12月2日、特定個人Cは「全国銀行協会から銀行本部に連絡があり、本部から広島支店に連絡があり、特定個人Cが対応している。

今回の問合せは（口座の）解約日を知りたいということですか？」と言っている。広島支店窓口で特定個人Cは貸金庫の検索はしていない。「特定個人Cの回答は当社の回答である。例え金融庁に相談しようとして特定個人Cの回答は変更がない」と言った。存在しない名義番号7桁の載った書類を出すように責め立てた。

平成25年12月3日、特定個人Cは別人に成りすまして電話を掛けてきた。審査請求人が「特定個人Cか？」と聞いたら「違う」と言った。「あなたたちの口座は調査したけどなかった」「主人、審査請求人、長男、次男、三男の口座を検索した結果を回答している」事績管理簿《131202-11》の伝達に対する対応があった。口座の検索結果を銀行の正式な書面でするように言ったら、すぐに電話を切った。また理由も言わずに、主人の名前の漢字を教えるようにと電話してきた。審査請求人が主人の名前の漢字を答えると、すぐに電話を切った。

平成25年12月4日には、特定個人Cとして電話をしてきている。特定個人Cは、別の行員として口座の検索結果を回答する必要があった。さらに主人の名前の漢字が必要な事態が起きた。金融庁から同月3日に伝達があった。同月4日には、特定個人Cは当社の回答、名義番号と言わなくなった。回答が変わっている。特定個人Cは、審査請求人と長男の口座の検索結果を言っている。事績管理簿《131202-12》、銀行本部に審査請求人と長男の口座を問い合わせた本部からの対応が同日にあった。金融庁は銀行と共謀して同月2日の相談を銀行に伝達した日付を、同月3日から同月5日に改ざんしている。

次男の事績管理簿（金総第2767号平成28年4月22日付け）と伝達（金監第1093号平成28年4月25日付け）で、次男と審査請求人の申出をねつ造して伝達している。審査請求人は伝達の説明を受けていない。伝達を依頼していない。

次男の申出のねつ造を一部抜粋するが【当方は、特定会社広島支店にある亡夫の貸金庫や預金取引の現存照会を行ったが、銀行は亡父の氏名を聞いただけで、「現在取引がない」との回答をするだけであり、適切な対応を行わない】当方が審査請求人でも次男でも該当するように申出をねつ造して、伝達をしたことに改ざんしている。

相談員Aは、「銀行の顧客対応、あるいは情報開示の相談でしたので、相談窓口で承りました」「次男は、銀行が口座の情報等をきちんと調べないで対応したことに関して、金融庁に銀行法に違反しているか回答するように求めた」と言っている。『平成25年12月2日に、金融庁の金融サービス利用者相談室に母（審査請求人）が相談した後、同月3日に特定個人Cではなく、別の行員から電話が掛かってきたが、母は電話に出なかった。』（以下略）『その後も度々留守電に「緊急に連絡してほしい」と入っ

ていたが、特定個人Cは母に暴言を吐き、ひどい対応をしたことから、母は電話に出ることができなかった。母の代理として当方が特定会社お客相談室（原文ママ）に電話したところ、「広島支店の特定個人Cから連絡している。」とのことだった。次男は発言していないだけでなく嘘である。電話に出なければ誰が掛けてきたのか分からない。次男の事績管理簿《140313-8》で、審査請求人の事績管理簿《131203-7》を改ざんしている。次男は池袋支店にしか電話をしていない。銀行の検査実施中の平成25年12月19日から平成26年3月12日の間に、次男が審査請求人の代理として銀行に電話をしたとの情報をねつ造している。次男は審査請求人の代理として電話をしていない。さらに銀行が次男に「広島支店の特定個人Cから連絡している。」と説明したと銀行の対応をねつ造している。次男は説明を受けていない。銀行が検査実施中の金融機関になった平成25年12月17日から、突然特定個人Cは留守電に用件を入れない電話を数十件掛けてきた。審査請求人は電話に対応できなくなった。度々「緊急に連絡してほしい」との留守電はなかった。

平成26年3月13日と同月17日、相談員Aは次男に、銀行は、「金融庁からの伝達に対して、何らかの対応をとっている」と思われる。特定個人Cが電話を掛けてきている。「審査請求人と次男が銀行に連絡を取っていないので」銀行本部に連絡を取るように言った。同日の時点で、伝達を訂正はできない。取り消すことはできるかもと言っている。次男の伝達には「次男が審査請求人の代理として銀行に電話した」「銀行から特定個人Cが連絡していると説明を受けた」との記載はなかった。同年5月8日付け（金検444号平成28年4月22日付け）で受付窓口に送った情報「平成25年12月3日に特定個人Cが別人に成りすまして電話を掛けてきた」等を基に、過去に遡り、既に銀行に回付した情報を、後付けで改ざんしたことは明白である。監督庁による「検査妨害」であり違法である。

次男が指定した伝達を、相談員Aが担当課に確認して、担当課から至急伝達できると回答があった。

（相談員Aが復唱した伝達）

伝達1、（広島支店特定個人Cは）一切（口座の）検索をしていないよなのだけれども、きちんと回答を書面でもらいたい。

伝達2、お母様の名義番号（3桁）では、検索できないと言っているが正式な回答としていただきたい（次男は、特定個人Cは母に存在しない名義番号7桁の載った書類でしか口座の検索できないと言ったが、名義番号とは何かということ正式な回答としていただきたい。と言ったので、相談員の発言は意味が違う）。

伝達3、どういう形で、その書面等送ってきているけど、住所を知ったのか教えてほしい。

伝達 4， お母様の耳が聞こえづらいにもかかわらず，筆談を申し入れたが，大声を上げて特定個人 C が断ってきた事実（相談員は，どう喝のくだりで知っているのに，初めて聞いたと嘘をついた。）。

伝達 5，（広島支店特定個人 C が）何を検索したのか分からないような状況にあるので，きちんと検索した内容を明確にしてほしい。1 番目のものと同じになるが，その回答を書面でしてほしいという部分。

（再度確認した際，相談員 A が復唱した伝達）

伝達 1， 広島支店特定個人 C が（口座の）検索を一切していない様子なので，きちんとその事実を，当社の回答，銀行の回答を書面で確認したい。

伝達 2， 母親が名義番号では検索できないと言われたわけですね。その点に関して具体的な内容，正式な回答をしていただきたい（次男は，（口座を）名義番号でしか検索できない，と訂正した。）。相談員 A は，その点は冒頭いろいろと，きちんと記録をとらせていただいております，と言った。

伝達 3， 郵便に関して，その何度も送ってくる。どういう形で，あの母親の住所を知ったのか。銀行側には伝えていないにも関わらず，知っていることに関して，きちんと事実を明らかにしてほしい。

伝達 4， 窓口で母親が，耳が聞こえづらいので筆談をお願いしたところ，特定個人 C は大声を上げて断った。そのような顧客対応はどうなのかということ。

伝達 5， 何を検索したのかですね。「特定個人 C ですね。本店でしょうか。どちらもですね。」何を検索したのか分からない状況が今あるので，何を検索したのか明らかにしてほしい。

伝達 6， 特定個人 C の対応が銀行の正式なものなのかどうかを確認，回答してほしい。

次男は特定個人 C が何を検索したのかと言っているのに，伝達 5 を「特定個人 C と本店」に改ざんしている。改ざんに合わせて，審査請求人の平成 25 年 12 月 2 日《13 1 2 0 2 - 1 2》の相談と伝達「どこに行っても特定個人 C が対応してくると相談したので，相談員 B は，銀行本部（本店お客様相談室）に口座を問い合わせるように指示をした。銀行本部で，審査請求人と長男の口座番号を聞かれて，広島支店特定個人 C に確認して連絡すると言われたと，相談員 B に報告した。」を改ざんして「担当してくれているのは，広島支店特定個人 C である。」とねつ造している。

相談員の復唱の時点で伝達内容が改ざんされているが，次男は概ね上記の伝達内容だけを銀行本店に伝達するように指定した。そもそも相談員の方から伝達を勧めてきて，伝達は本店にすると説明があった。相談員は，次男の指定した伝達以外は伝えないということを再三確認している。次男の指定した伝達に対して，広島支店（特定個人 D と特定個人 E）から，貸

金庫の検索をした。名義番号とは何かに対して、ご存知のとおり、お取引番号と、一度も聞いたことがない嘘の返答がきた。広島支店窓口で貸金庫の検索はしていない。審査請求人と次男は金融サービス利用者相談室で、貸金庫の解約日を依頼していない。受付窓口「銀行は、実際には口座を検索していないのに、口座を検索したと嘘をついた。口座はあるのにないと嘘をついた。」口座を検索していない明確な根拠を送ったら、金融庁が、審査請求人の過去の伝達を「口座の検索」から「貸金庫の検索」に改ざんして、金融庁の改ざんしたとおり、銀行は貸金庫の検索をしたと返答してきた。立入検査実施中に利害関係者と共謀して記録の改ざんを行った。金融庁は、銀行の違法行為を隠蔽するため、過去に遡り、後付けで記録の改ざんを繰り返している。

特定会社広島支店での出来事と、平成25年12月2日の相談と、特定個人Cの対応と、同月9日、同月10日の池袋支店特定個人Fの対応から、事績管理簿《131202-11》の相談と伝達内容は、「広島支店特定個人Cが、貸金庫係から広島支店お客様窓口まで、どこに行っても対応してくる。お客様係に書類を提出すると、すぐに書類を持って奥に行き、奥から特定個人Cが書類を持って出てきた。」「特定個人Cは、特定銀行1広島支店の審査請求人達家族（主人、審査請求人、長男、次男、三男）の口座を検索した。窓口では、審査請求人の書類だけ提出して、長男の書類は見せていない。」「主人は平成6年に亡くなっている。主人は口座を開いたことがない。貸金庫を借りたことが一度もないと言われている。平成4年以降、貸金庫に主人と一緒に入って次男と三男の高額な証書を確認している。」「主人は50年以上前から、特定銀行1新宿支店に貸金庫を借りていて、昭和51年に特定県特定市（現特定市）に引越しをした際に、（当時は一番近かった）特定銀行1広島支店に口座を移した。同時に主人は広島支店に貸金庫を借りた。」「特定個人Cは、氏名（カナ）を聞いただけですぐに回答している（氏名だけで検索している）。窓口でも機械を操作することがなく奥に行ってすぐに戻ってきた。検索をしている様子が一切ない。検索できるような時間はなかった。特定個人Cは、実際には検索をしていないのではないか。」「広島支店は、平成4年までデータがある。同年以降の全保有データを検索したが、情報が出ないので顧客ではないと追い払われた。同年以降も利用があった。データが改ざんされているのではないか。」「口座は解約していない。特定個人Cは、口座を解約していると言うが口座の解約日を教えない。」「住宅金融公庫の支払のため、主人が審査請求人と長男の口座からお金を出して払っている。（特定銀行1と特定銀行2の間で）平成4年以降もお金のやりとりがあった。」。

平成25年12月2日と同月3日の相談と、相談員Bの発言から事績管理簿《131202-12》の相談と伝達内容は、「銀行本部で、審査請

求人と長男の口座番号を聞かれて、広島支店特定個人Cに確認して連絡すると言われた。」「銀行本部に口座を問い合わせても、特定個人Cを通して返答が来る。」金融庁は、おおむね上記の相談を銀行に伝達している。過去に遡って事績管理簿と伝達内容を全て改ざんしている。

当時、次男は東京にいたので広島支店での詳細は知らなかった。平成25年12月9日、次男は池袋支店で手続するのに必要な書類を聞くために電話をした。テレホンセンターで紛失係は混んでいるので、池袋支店に電話をつながれた。池袋支店特定個人Fは、どんな古い書類でもいいので、所有していないかと聞いてきた。特定個人Fの方から口座の検索をしてきた。口座の検索時は保留音楽が流れて待たされた。特定個人Fは、次男の口座を検索した結果「口座はない」と言った。特定個人Fは、氏名（カナ）と名字を聞かずに、漢字の名前から聞いてきた。よって次男は〇〇〇〇〇〇〇〇と名乗っていない。次に住所と、最後に生年月日を聞いてキーボードを打って入力しているが、「口座はない」と言った後、生年月日を外して氏名（カナ）だけで検索したと言った。違うと言っているのに「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」でも検索した。このときは保留時間もなく、すぐに「口座はない」と言った。最初の検索時には、名前の漢字を聞く前に氏名（カナ）を入力している。当然既に検索結果が出ている。特定個人Fは、口座を検索するフリをした。実際には口座の検索をしていない。特定個人Fは、電話と窓口での、口座の検索結果は同じ。氏名（カナ）だけで特定銀行3を含めた全店舗、全支店の口座の検索ができると嘘をついた。当時システムが違うので、特定銀行3の口座は検索できなかった。特定個人Fは、広島支店特定個人Cが氏名（カナ）だけで全保有データを検索できると審査請求人に言ったことを知った上で、全店舗、全支店の口座の検索ができると変更して説明していた。氏名以外の情報を聞いて、口座を検索した後「氏名（カナ）だけで検索した」と言った。「口座はない」と言ったが、口座は解約しているとは言わなかった。全支店に銀行本部から伝達に対する隠蔽工作の指示が出ていた。同月10日特定個人Fは、突然10年で自動的に全情報を削除していると言い出した。昨日の口座の検索は10年しかしていないと言った。「同日に金融庁から立入検査の予告があった。」

次男は、「次男と長男の口座は同じ特定銀行1広島支店。母（審査請求人）が兄（長男）の口座を問い合わせている」としか言っていないのに、特定個人Fは、審査請求人と長男の口座が広島支店であることを知っていた。上司の特定個人Gは、休眠預金であろうと残高0円であろうと必ず検索できる。実際には検索していないのにシステム検索をしたので漏れはない。「次男の口座の解約は確定している。口座はない」は当社の回答と言った。当初池袋支店で口座の検索結果は出せると言っていたが、広島支店

で口座の検索結果を出す。口座の閉鎖の調査依頼の手続を教えてきた。どの支店でも手続はできるが、特定銀行3の支店はシステムが違うので、特定銀行1の口座の検索はできない。契約時の住所と現住所の住所変更の時間がたっている場合、当日には手続ができない。郵送で手続ができる。主人の口座の検索には、除籍謄本等の書類が必要である。池袋支店の説明で、広島支店特定個人Cが、実際には口座の検索をしていないこと。嘘をついていることが明確になった。

平成25年12月10日、池袋支店のことを審査請求人が「次男の口座は解約が確定していると言われた。広島支店と検索結果が違う。次男の行った東京の支店は全情報を10年で削除している。広島支店は平成4年からデータがあると言っているのに、次男の行った東京の支店は10年しか検索できないと言っている。どんな古い書類でも遡って調べる。解約日も分かると言っている」と相談した。金融庁はおおむね上記の相談を銀行本店に伝達した。同月2日広島支店の相談と同月10日池袋支店の相談の伝達は重複していない。

広島支店も池袋支店も、実際には口座の検索をしていないのに、口座の検索をしたと嘘をついた。口座はあるのに、口座はないと嘘をついた。両支店とも当社の回答であると言った。金融庁と全国銀行協会から銀行本部に連絡が行った後、銀行本部は全支店に隠蔽を指示し、当事者である特定個人Cに対応を続けさせた。

立入検査実施中の平成26年1月9日、最初に対応した相談員Aは、審査請求人に相談している銀行名を言わそうとしていた。審査請求人は聞こえていないので、相談員Bと言っていたら、相談員Bに代わり、相談員Bが「特定銀行4広島支店」と言った。事績管理簿には「特定銀行3広島支店」になっている記録がない。金融庁は、改ざんと秘密漏洩を兼ねた犯罪を伝達と称している。立入検査実施中に金融庁と銀行本店の間だけで、審査請求人の相談している銀行を、特定銀行1広島支店から特定銀行3広島支店に改ざんして伝達している。銀行は、金融ADRに応じる義務がある。特定個人Cは広島支店窓口で、「全保有データを検索したが情報が出ない。どのような手続もできない」とだました。審査請求人の筆談の依頼を大声で断り「訴訟するのか」とどう喝した。

金融庁は、次男を銀行に対応させるために、平成26年3月13日相談員Aと上司は、次男に審査請求人の相談内容等を開示するとだまして、次男を審査請求人の代理人に仕立て上げた。次男から審査請求人に電話を代わった際、相談員Aは審査請求人が聞こえていないことを確認した上で、平成25年12月10日が最後の相談日、最後の伝達のあった相談日と嘘をついた。前回の担当相談員Bが対応すると言って、相談員Bに代わろうとしていた。平成26年1月9日と同じ相談員、同じ手順、手口である。

相談員が相談者（国民）に対して、嘘をついたことを根拠に記録の改ざんを実行していた。金融庁は、利害関係者と共謀して庁内の記録の改ざんを行い違法な立入検査を実施していた。

相談員Aは嘘が発覚した後、次男が「母（審査請求人）は平成25年12月に相談した」と言ったと事実をねつ造して、次男に指摘されるまで、審査請求人が平成26年1月に相談したことを知らなかったと嘘をついた。嘘の嘘を重ねて「嘘はついていない」と嘘をついた。金融庁は受付窓口へ送った情報から、嘘と改ざんを、審査請求人と次男には立証できないと判断したので記録の改ざんを行い、相談員は同月9日の通話を聞けば発覚する嘘をついた。同年3月13日相談員Aは「次回検査する」と言ったが、同月17日から銀行が検査実施中の金融機関になったことを教えなかった。次男が広島支店には、口座の検索をした証拠が何もないと言ったら、次回検査時には、書類の保存期間は過ぎていると言った。警察に行っても無駄だとだました。金融庁は、立入検査で銀行の違法行為があっても告発しない。立入検査の処分は一切公表をしないとだました。相談員Bは、金融庁は銀行を検査する権限がないとだました。審査請求人と次男は、銀行を検査をしてくださいと公益通報をしているのに、公益通報の仕組みと手続を教えなかった。相談員は、嘘をついてだます。秘密漏洩と記録の改ざんのために対応をしてきている。次男の事績管理簿《140313-8》の相談内容の概要6で、特定個人Cが筆談を大声で断った際の出来事を「母に暴言を吐いた」と改ざんしている。金融庁と銀行の高齢者と障害者に対する人権侵害を、相談者の申出をねつ造することで組織的に隠蔽した。受付窓口で広島支店窓口で特定個人Cは、審査請求人の筆談の依頼を、「何が目的か」「自分で書け」と大声をあげて筆談を断った。弁護士や司法書士等を通してと言うと、特定個人Cは立ち上がって、訴訟するのかとどう喝した、と送っていた。次男が「母（審査請求人）の筆談の依頼を、大声をあげて筆談を断った」と言った瞬間に、相談員Aは「どう喝されたんですね」と言った。「弁護士や司法書士等を通してと言うと立ち上がってどう喝した」を「大声をあげて筆談を断った」まででどう喝したと改ざんしようとした。相談員は「大声を上げることを金融庁ではどう喝と表現する」と言ったが、筆談を大声で断った際の出来事を「暴言を吐き、ひどい対応をした」に改ざんしている。相談員Aは受付窓口へ送った情報を改ざんするために対応してきた。

平成25年12月17日から約半年間実施した立入検査で、銀行の「実際には口座の検索をせずに、検索した結果、口座はないと嘘をつき、口座はあるのに預金者に手続をさせずに、多額な預金と口座をとっている犯罪」に対して、犯罪行為を認識していながら処分と告発を行わなかった。庁内の記録を過去に遡り改ざんして犯罪の隠蔽を行った。事績管理簿から

「銀行が口座を検索した。口座の検索結果を回答した。」等、口座の検索に関わる情報と審査請求人が高齢であること、耳が聞こえないので書面で返答してほしいと申出をした事実を全て削除、改ざんしている。金融庁は高齢者と障害者に対する人権侵害を組織的に行った。

記録の改ざんが発覚・露見したので、平成26年8月22日、検査情報受付窓口から金融モニタリング情報受付窓口に変更。検査実施中の金融機関の公表をやめた。受付窓口にあった『これまでも、利用者の皆様から多数の情報をご提供いただき、検査に活用しているところですが、金融機関の検査においては、利用者の皆様からの情報が何よりも重要であるため、特に検査を実施している金融機関については、早期に情報をご提供いただくようお願いいたします。』『検査には、経営管理（ガバナンス）態勢や各種リスク管理態勢等を総合的・一体的に検証する「総合検査」のほか、特定の分野及び事項に焦点を絞って検証する「部分検査」があり、「部分検査」については、例えば、金融機関のコンピュータシステムを主な対象とした検査など、様々なものがあります。』等、検査に使用すると記載、立入検査は利用者保護の確保、利用者利便の向上のために行われるとの記載を全て削除した。同年9月8日、金融モニタリング情報受付窓口から、金融モニタリング情報収集窓口に変更の際にURLとFAX番号を変更した。「検査実施中の金融機関」から「情報を受け付けている金融機関」に変更、さらに「情報を募集している金融機関」に変更した。受付窓口から収集窓口に変更した。「受付している」から「募集している」に変更した。

平成26年3月15日に伝達の様式を変更したことから始まり、「金融検査に関する基本指針」から「金融機関の法令等遵守態勢」を全て削除等、金融モニタリング基本方針、監督指針、検査マニュアル等の特定会社の違法行為に該当する箇所を全て削除・変更した。現在まで隠蔽と虚偽の公表を繰り返している。

平成26年7月4日金融モニタリングレポートの公表について、主要行等に対する検証項目の金融モニタリングレポートがない。同月30日「金融検査結果事例集」の公表について、目次に信託兼営金融機関と金融持株会社の項目がない。違法な立入検査が露呈したので該当する検査結果が含まれた公表をしなかった。平成26事務年度には、情報を募集している金融機関に特定会社と特定グループ1、お金のやり取りがあった特定銀行2と特定グループ2は一度も掲載されなかった。

平成25事務年度金融庁の1年から、予告日、立入検査開始日、立入検査終了日、検査結果通知日の公表をしなくなった。

金融庁の法令等遵守を担保する、法令等遵守調査室は通報を無視して、特定会社が検査実施中の金融機関として掲載中には受付状況の更新をしなかった。掲載終了後の平成26年6月末頃、受付状況を2年表記にして受

付が0件なのに2件と虚偽の表示を平成27年8月30日まで続けていた。行政不服審査法に基づく異議申立書にだけ、情報提供として「具体的な事実はないので調査しない」と返答をしてきた。金融庁には法令等遵守が存在しない。

伝達は「平成25年9月分金融サービス利用者相談室に寄せられた情報」とあるが受付日は平成25年12月2日。同年9月分ではない。審査請求人は同月に相談していない。監督局銀行第一課は、同年12月2日と同月10日の伝達は重複していたので、同日の相談は伝達していなかった。伝達を取り消した理由を説明すると言ったが現在まで説明がない。伝達は重複していない。平成26年3月13日、同月14日に伝達日の確認をしているが平成25年9月分受付になっていたとの説明はなかった。金融庁は、開示請求に対してねつ造した情報を開示した。同年12月分の、審査請求人の事績管理簿の氏名のフリガナは〇〇〇〇〇〇〇〇。性別は男。平成26年1月9日には女になっている。同年3月13日、次男が大臣目安箱に電話をした際、相談員Aは、お母様（審査請求人）が何度も相談しているので提言はできない。相談しかできないとだました。最初から審査請求人を女だと認識していた。相談員Aは、審査請求人のフルネーム、〇〇〇〇〇〇〇〇をシステムに入力して、本人確認で前回の情報と一致した。同日の時点では平成25年12月分だけを参照したと言った。相談員Aが作成した、次男の事績管理簿（金総第2767号平成28年4月22日付け）では、審査請求人は母、母親である。平成26年3月13日の時点では、事績管理簿の氏名のフリガナは〇〇〇〇〇〇〇〇。性別は女だったことは明白である。相談員Bは、繰り返し〇〇〇〇〇〇様と言っている。事績管理簿にも当方の主人が～と記載されている。審査請求人は〇〇〇〇〇〇〇〇と名乗り、主人の名前を〇〇〇〇と言っている。名前の漢字は聞かれていないのでカタカナ記載の主人の名前〇〇〇〇は「〇〇」と別の漢字が事績管理簿に記載してある。相談員Aが作成した審査請求人の同年4月3日と同年5月9日の事績管理簿（金総第4903号平成28年6月27日付け）では、審査請求人の性別はまた男になっている。個人情報が変わるような出来事は何もなかった。〇〇〇〇〇〇〇〇で繰り返し本人確認を行っている。性別、氏名のフリガナ・漢字等の個人情報が違えば別人である。別人として検査をしたことにするため、「同一である個人情報」を過去に遡って繰り返し改ざんした。信義誠実の原則・禁反言の原則に違反している。

平成26年3月13日の時点で過去に遡って記録の改ざんしている。教えてきた嘘の情報と開示した情報が同一ではない。同年5月8日付けの情報を基に、過去に遡って審査請求人と次男の事績管理簿と伝達を全て改ざんした。

平成28年6月9日付け（3件のうち1件）、同月22日付け、行政文書開示請求書に対する措置の通知がない。銀行のシステム障害報告、立入検査をしたのか、公益通報の手続について、伝達について等の開示請求を不作為の審査請求書が無視して開示しない。問題を認識した上で組織的に隠蔽を繰り返している。

既に伝達しているのに、実は伝達していなかった。伝達回数と伝達日の改ざん。伝達内容の改ざん。相談員が記録の確認しながら嘘をつく。過去に遡り繰り返し記録の改ざんをしている状況は金融庁にしか説明はできない。

「保有している情報は同一である」「保有している情報」と「開示している情報」が同一であることが法の前提にある。法令等遵守は、「過去に遡って、記録の改ざんはできない」ことで担保されている。記録の改ざんは犯罪である。秘密漏洩・利害関係者との共謀は犯罪である。開示請求に対して開示する情報をねつ造して改ざんしている。記録の改ざんが発覚・露呈しないように、情報を不開示にしている。不開示にすることで、過去に遡り繰り返し記録の改ざんをしている。銀行に対して違法な検査を実施して処分を行わなかった犯罪を隠蔽している。金融庁は「透明」かつ「公正」な金融行政を掲げている。不開示理由は、全て該当しない。情報の全部開示を行い、金融庁と銀行の法令等遵守の疑義に対する立証をするように申し立てる。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成28年5月7日付け行政文書開示請求（同月13日受付。以下「本件開示請求」という。）に関し、処分庁が、法9条1項に基づき原処分をしたところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

1 本件開示請求に係る行政文書について

(1) 本件開示請求に係る行政文書は、以下のとおりである。

平成25事務年度に、特定会社に立入検査を実施した職員の氏名、予告日、立入検査開始日、立入検査終了日及び検査結果通知日が記載された文書

① 予告日等：平成25年12月17日

② 予告日等：平成26年3月17日

(2) なお、平成28年5月7日付け開示請求書からは、開示請求の対象となる行政文書を特定することが困難であったことから、当庁において、同開示請求書の記載を基に、対象となり得る行政文書を探索し、探索された行政文書の名称を参考情報として付記した同月30日付け補正命令を発出したところ、同年6月9日付け開示請求書（同月13日受付）により上記(1)のとおり補正されたものである。

2 原処分について

(1) 処分庁は、開示決定を行う行政文書を別紙の1に掲げる文書1及び文書2(本件対象文書)のとおり整理した上で、法9条1項の規定に基づき、その一部のみを開示する旨の決定を行った。

(2) 原処分が上記(1)のとおり、一部のみを開示する旨の決定を行った理由は次のとおりである。

ア 不開示とした部分には、用務、用務地、本支店名、検査日程、検査の着眼点や検証手法等、検査方法に係る情報が記載されており、これを公にすることにより、検査において違法若しくは不当な行為の発見を困難にして、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報は法5条6号イに該当する。

イ 不開示とした部分には、検査を実施した支店名及び部署名が記載されており、これを公にすることになれば、特定の支店及び部署において問題があったのではないかという憶測を招き、被検査金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該情報は法5条2号イに該当する。

ウ 不開示とした部分には、検査官の氏名及び印影が記載されているところ、これは特定の個人を識別できる情報であり、また、どの金融機関をどの検査官が検査を行ったかについては公表慣行がないため、当該情報は法5条1号に該当する。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求の趣旨

原処分において不開示とされた部分の全部開示を申し立てる。

(2) 審査請求の理由

審査請求書によれば、要旨、「開示請求に対して開示する情報をねつ造して開示している。記録の改ざんが発覚・露呈しないように、情報を不開示にしている。情報を不開示にすることで、過去に遡り繰り返し記録の改ざんをしている。銀行に対して違法な検査を実施して処分を行わなかった犯罪を隠蔽している。不開示理由は全て該当しない。」などの理由から、本件審査請求を行ったものと解される。

4 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書の概要

ア 本件対象文書は、特定会社への立入検査に関して作成された「金融検査(金融機関等検査、証券会社等検査)内示書・計画書兼復命書」と題する文書である。

具体的には、特定会社への立入検査に関して、主任検査官に内示された検査班の構成、実施予定期間、当該期間中における日々の用務地や用務内容のほか、立入検査終了後に検査班が復命した検査実施

期間，当該期間中における日々の用務地や用務内容，立入検査を実施した店舗といった詳細かつ具体的な検査実施状況が一体として記載された文書である。

なお，平成26年3月17日を実施日とする立入検査は，特定会社を含む複数の金融機関を対象として横断的に実施された立入検査であり，当該検査に係る内示書・計画書兼復命書には，当該各金融機関に対して実施された立入検査の実施経過が復命事項として記載されている。

イ 上記2のとおり，原処分は，本件対象文書に記載されている情報の一部が，法5条1号，2号イ及び6号イに該当するとして当該部分を不開示としているのに対して，審査請求人は，不開示理由は全て該当しないと主張して，不開示とした部分の全部を開示するように求めていることから，以下，原処分で示された情報の類型を整理しつつ，不開示事由該当性を検討する。

(2) 不開示事由該当性について

ア 検査の実施方法に関する情報

(ア) 不開示とした部分には，立入検査に係る用務地，用務内容及び検査対象店舗が検査日ごとに時系列に沿って記載されているほか，一部においては，検査の着眼点や検証方法に関する情報が赤裸々に記載されているものと認められる。

このような情報が公とされれば，検査期間中における店舗別又は金融機関別の臨店日数，臨店を行わない期間の有無及びその日数，臨店の時期・順序，検査の対象や範囲，被検査金融機関の経営実態等に応じて選定された検査の着眼点や検証方法といった，検査の具体的な手続や実施方法が明らかとなり，今後，検査対象となる金融機関において，このような情報を基に個別具体的な検査方針を分析するなどして，検査当局が着目するであろう資料等を推測し，さらにはこれを隠蔽，改ざんするなど，問題点等の発覚を不正に免れるための措置を講じ，又はそのような状況を作成する好機を知らしめる手がかりを与えるおそれがある。

(イ) また，銀行法25条1項は，内閣総理大臣（実際には内閣総理大臣から委任を受けた金融庁長官）が「銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるとき」に検査を行わせることができることと定めるにとどめ，その具体的な手続や実施方法までは定めていない。これは，金融機関に対する検査を実施するに当たっては，高度な専門性・技術性を必要とし，被検査金融機関ごとの経営実態等に即した個別具体的な対応を行うことが求められることから，検査の具体的な手続やその実施方法の選定については，検査当

局職員の過去の経験をも踏まえた専門的な裁量に委ねることとしたものであると解される。

しかるに、上記（ア）の情報を公にすれば、検査当局職員がその裁量に基づいて企画・立案、遂行した検査の具体的な手続や実施方法が不特定多数人の評価にさらされることとなり、ひいては、いわれなき非難・中傷を受けたり、故意に検査の遂行を妨げようとする者から不当な圧力を加えられるなど、銀行法の予定しない事実上の制約が検査当局による裁量権の行使に対して加えられ、かえって検査において必要とされる被検査金融機関の経営実態等に係る情報の収集や検証等が困難となることも容易に想定される。

（ウ）そうすると、上記（ア）の情報が公とされれば、検査当局による正確な事実の把握又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にして、検査業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、当該各情報は法5条6号イの不開示情報に該当する。

イ 検査対象を特定し得る情報

（ア）原処分は、不開示とした部分に、検査を実施した支店名及び部署名が記載されていると前置きした上で、これを公にすることになれば、特定の支店及び部署において問題があったのではないかという憶測を招き、被検査金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するものとして、当該情報を不開示とした。

（イ）これを敷衍するに、不開示とした部分には、検査対象となった店舗の名称及びその所在地番並びに部署の名称又は略称が記載されているものと認められるところ、このような情報を公にすれば、特定の店舗や部署が検査対象として選定された事実が明らかになるほか、上記ア（ア）で述べたとおり、検査対象店舗の名称等が検査日ごとに時系列に沿って記載されている部分を見れば、検査期間が延長されるなどして検査の日程に変更が生じた店舗までも特定可能となる。そうすると、例えば、計画段階では検査対象とされていなかった店舗が臨店検査開始後に新たに検査対象として選定された場合や、特定の店舗において当初予定していた検査期間を延長することとなった場合に、そのような店舗において、法令違反をはじめとする何らかの業務上の問題があったのではないかとの憶測を招くことになり、ひいては合理的な理由なく被検査金融機関の社会的信用を低下させることにつながりかねない。

（ウ）そうすると、検査対象の特定を可能とする上記（ア）の情報が公にされれば、被検査金融機関の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、当該情報は法5条2

号イの不開示情報に該当する。

ウ 検査官の氏名及び印影

(ア) 不開示とした部分には、検査官の氏名が記載されているところ、当該情報は、以下に述べるとおり、法5条1号及び6号イの不開示情報に該当する。

(イ) 法5条1号該当性

検査官の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるから、法5条1号本文前段に該当することは明らかである。

そして、法5条1号ただし書該当性について検討すると、公務員の氏名については、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）において、①氏名を公にすることにより、同条2号から6号までに掲げる不開示情報を公にするような場合、あるいは②個人の権利利益を害することとなるような場合等、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にすることとされており、当該申合せにより公にすることとした公務員の氏名については、同条1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとして開示することとなる。

本件についてみると、どの検査官がどの金融機関を検査したかについては公表する慣行はないばかりか、これを公にすると、当該検査官に対して不当な圧力が加えられるおそれがあり、これにより、検査官の私生活に影響を及ぼす等、個人の権利利益を侵害するおそれがあり、また、国の機関が行う検査業務に支障を及ぼすおそれがあるといえることから、上記申合せにおける「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当するものと認められる。したがって、検査官の氏名は、法5条1号ただし書イには該当しない。その他、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しないことから、検査官の氏名及び印影は、同号本文前段の不開示情報に該当する。

(ウ) 法5条6号イ該当性

上記(イ)のとおり、検査官の氏名及び印影は特定の個人を識別することができる情報であるところ、どの検査官がどの金融機関を検査したかを明らかにすると、当該検査官に対して、故意に検査の遂行を妨げようとする者から不当な圧力が加えられるおそれがあり、国の機関が行う検査業務に支障があることは明らかである。

したがって、検査官の氏名及び印影は、法5条6号イの不開示情報にも該当する。

5 結語

以上のとおり、原処分は妥当であると認められることから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年2月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月16日 審議
- ④ 同年3月6日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年6月21日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年7月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は別紙の1に掲げる文書であり、処分庁は、その一部（別紙の2に掲げる部分。以下「本件不開示部分」という。）を法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分を開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書は、平成25年12月17日及び平成26年3月17日を実施日とする特定会社等に対する金融検査に関して作成された「金融検査（金融機関等検査、証券会社等検査）内示書・計画書兼復命書」と題する文書であり、主として、各検査官等の氏名、検査期間中の日々の用務地（検査の対象店舗等）や用務内容のほか検査の着眼点等が記載されたものであると認められる。

(1) 別紙の2の番号2, 4, 6, 8及び9に掲げる部分について

ア 別紙の3に掲げる部分について

当該部分は、各検査官等の日々のスケジュール等の記載に当たっての要領であると認められる。

当該部分を不開示とした具体的理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分が記載された文書は、各検査官等のスケジュール等を管理するために検査班が独自に作成したものであり、当該部分も含めて検査手法が記載された一体的な表であるから、不開示と判断したとのことであった。

しかし、当該部分は、専ら各検査官の旅費の計算に当たっての留意点が記載されているにすぎず、検査手法等の検査の実施方法に關す

る情報とは認められないため、これを公にしたからといって、検査当局の検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとはいえないから、法5条6号イに該当しない。

また、当該部分は、法5条1号に規定する個人に関する情報に該当するとは認められず、さらに、これを公にしても、被検査金融機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないから、同条2号イにも該当しない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ及び6号イのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

イ 上記アを除く部分について

当該部分には、検査を実施した店舗、検査の着眼点や内容、検査班の構成、検査期間中の各検査官等の日々のスケジュールなどが記載されていることが認められる。

当該部分を公にすると、検査期間中の臨店の日数・時期・順序、臨店を行わない日数・期間、検査の着眼点や検査手法といった検査当局の手の内が明らかとなることにより、検査当局による検査の深度や範囲が明らかとなり、ひいては、検査対象となる金融機関において、問題点等の発覚を不正に免れるための措置や対策を講じることが可能となるなど、検査当局の検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

なお、当該部分のうち、①検査官等の氏名については法5条1号に該当し、②被検査金融機関に係る情報については同条2号イに該当するとも考えられるが、本件においては、これらの情報は、その他の情報と不可分一体のものとして記載されているから、全体として同条6号イに該当する。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当すると認められ、同条1号及び2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別紙の2の番号1, 3, 5及び7に掲げる部分について

当該部分には、検査官等の氏名及び印影が記載されていることが認められる。

検査官等の氏名については、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当する。

そして、どの金融機関をどの検査当局職員が検査したかについては、これを公にすると、当該職員に対して不当な圧力が掛かるおそれがある。

り、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）」における「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当するものと認められるから、法5条1号ただし書イには該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情もない。

さらに、当該氏名は、個人識別部分であるから、法6条2項の部分開示の余地もないため、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

また、検査官等の印影については、個人名が識別されることから、上記の検査官等の氏名と同様の理由により、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、上記第2の2のとおり、審査請求書に「平成28年6月9日付（3件のうち1件）、平成28年6月22日付、行政文書開示請求書に対する措置の通知がない」と記載しており、別紙の4に掲げる文書に係る開示決定等がされていない旨を主張しているものと解されるため、以下、この点について検討する。

ア 開示請求者（審査請求人）から平成28年6月9日付けで提出された補正後の行政文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）を確認したところ、「1 請求する行政文書の名称等」には「別紙」と記載され、本件開示請求書の別紙には、「請求する行政文書の名称等」との標題が記載された上で、「平成25事務年度に、特定会社に立入検査を実施した職員の氏名、予告日、立入検査開始日、立入検査終了日、及び検査結果通知日が記載された文書」で「1、予告日等：平成25年12月17日」及び「2、予告日等：平成26年3月17日」との記載があり、これには本件対象文書が該当すると認められる。そして、その記載の下には、別件開示請求に係る金融庁の処理に対する苦情等と認められる記載があり、その下に「以上」との記載がある。

そして、本件開示請求書の別紙には、上記の記載の下に続けて、「3 その他の請求する行政文書の名称」との標題が記載された上で、「平成25事務年度（平成25年11月25日～平成26年6月30日の間）に、特定会社がシステム障害を報告した文書」という記載があり、これは、審査請求人が開示決定等がされていない旨を主張している文書を指すものと解される。なお、当該記載に続けて、金融庁が文書を改ざんしているなど、金融庁の対応への非難と理解し得る主張が種々記載されている。

イ もっとも、上記アの「3 その他の請求する行政文書の名称」は、

本件開示請求書の体裁及び上記アの「以上」との記載からすると、本件開示請求書の様式で定められていた「1 請求する行政文書の名称等」との項目及び「2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）」との項目に続けて、別途審査請求人によって独自に設けられた3つ目の項目であると認められる。そうすると、審査請求人が開示決定等がされていない旨を主張している文書は、本件開示請求書の「1 請求する行政文書の名称等」に含まれるものではないと認められる。

ウ また、本件開示請求書には、合計600円の収入印紙が貼付されており、開示請求者（審査請求人）が開示を請求した文書は2件であると認められることから、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、別紙の1に掲げる文書1及び文書2（本件対象文書）は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令13条2項各号に規定する、相互に密接な関係を有する行政文書等ではないから、それぞれ1件と数え、合計2件と取り扱ったとのことであった。本件対象文書の見分結果を踏まえれば、諮問庁の上記説明は首肯できる。

そして、諮問庁から、本件開示請求に係る求補正のため審査請求人に送付された文書の提示を受けて確認したところ、当該文書には、金融庁において保有が確認できた文書は文書1及び文書2の2件である旨が明記されていることが認められた。

さらに、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、本件開示請求に先立って行った、本件対象文書と同様にそれぞれ1件と数える合計2件の行政文書に係る別件開示請求において、開示請求書に2件分の合計600円の収入印紙を貼付していたとのことであった。そこで、諮問庁から、当該開示請求書の写しの提示を受けて確認したところ、貼付された収入印紙の金額は諮問庁の上記説明のとおりであると認められた。

そうすると、本件開示請求において、開示請求者（審査請求人）が別紙の4に掲げる文書の開示をも求めるのであれば、合計900円の収入印紙を本件開示請求書に貼付しなければならないにもかかわらず、合計600円の収入印紙しか貼付されていなかったことになる。

エ なお、諮問庁から平成28年12月9日付け金総第9294号（審査請求人からの別件開示請求に対する行政文書不開示決定通知書）の提示を受けて確認したところ、審査請求人は、別紙の4に掲げる文書と同一の文書について別途開示請求を行い、法8条の規定により開示請求を拒否する旨の不開示決定を受けていることが認められ

た。

オ 以上のことからすると、審査請求人が開示決定等がされていない旨を主張している文書は、本件開示請求において開示が求められていたものとは認められない。

(2) 審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記2の判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして不開示とした決定については、別紙の3に掲げる部分以外の部分は、同条1号及び6号イに該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条1号、2号イ及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙

1 本件対象文書

文書1 特定会社に対する平成25年12月17日を検査実施日とする
金融検査（金融機関等検査，証券会社等検査）内示書・計画書兼
復命書

文書2 特定会社に対する平成26年3月17日を検査実施日とする金
融検査（金融機関等検査，証券会社等検査）内示書・計画書兼復
命書

2 本件不開示部分

文書	枚目	番号	不開示部分	不開示条項
1	2ないし 5	1	「(専担主任検査官)」, 「(主任検査官)」及び「(補佐官)」の各項	法5条1号
		2	「用務地」, 「用務」及び「本支店名」の各欄（2枚目の右の「用務」欄の「予告」, 3枚目の「立入」及び5枚目の「EXIT」の文字を除く。）	法5条1号, 2号イ及び6号イ
		3	主任検査官の印影	法5条1号
	6ないし 8	4	全部	法5条1号, 2号イ及び6号イ
2	2, 4, 8及び9	5	「(主任検査官)」, 「(信託業務取りまとめ責任者)」及び「(補佐官)」の各項	法5条1号
		6	「用務地」, 「用務」及び「本支店名」の各欄（2枚目の右の「用務」欄の「予告」及び「検査」の文字並びに9枚目を除く。）	法5条1号, 2号イ及び6号イ
		7	主任検査官及び取りまとめ責任者の印影	法5条1号
	4	8	日程の表左下の手書き部分	法5条1号及び 6号イ
	3, 5ないし7 及び10な	9	全部	法5条1号, 2号イ及び6号イ

	いし 2 2		
--	--------	--	--

3 開示すべき部分

文書	枚目	開示すべき部分
2	6, 7 及び 18	1行目ないし7行目の全部
	20	1行目ないし6行目の全部

(注) 行数の数え方については、表の枠線は数えない。

4 審査請求人が開示決定等がされていない旨を主張していると解される文書

平成25事務年度（平成25年11月25日～平成26年6月30日の間）に、特定会社がシステム障害を報告した文書